

青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する
タスクフォース（第14回）

令和3年6月30日

- 1 日時 令和3年6月30日（水）15:00～17:00
- 2 場所 WEB会議による開催
- 3 出席者（敬称略）

○構成員

中村主査、曾我部主査代理、石田構成員、上沼構成員、尾上構成員、尾花構成員、益川構成員、森構成員、山口構成員、米田構成員

○オブザーバー

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、（一社）電気通信事業者協会、（一社）テレコムサービス協会、（一社）全国携帯電話販売代理店協会、（一社）安心ネットづくり促進協議会、（一財）マルチメディア振興センター、（一社）モバイル・コンテンツ・フォーラム、（一社）ソーシャルメディア利用環境整備機構、アルプス システム インテグレーション株式会社、デジタルアーツ株式会社、内閣府、文部科学省

○総務省

竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、吉田総務課長、梅村データ通信課長、海野サイバーセキュリティ統括官室参事官、片桐消費者行政第一課長、萩原消費者行政第一課課長補佐

4 議事

- (1) 開会
- (2) 構成員について
- (3) 議題
 - ① 今後の青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォースにおける検討課題に係るヒアリング（（一社）コンピュータエンターテインメント協会）
 - ② 「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」の方向性（案）（事務局）

③ 意見交換

(4) 閉会

5 議事要旨

(1) 開会

【中村主査】 では、皆さん、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。第14回になります、青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備のタスクフォースを開催いたします。

今日もですけれども、新型コロナウイルスの対策ということで、ウェブ会議で開催といたします。冒頭、事務局から、ウェブ会議の開催上の注意事項の案内、そして配付資料の確認をお願いします。

【萩原消費者行政第一課課長補佐】 本研究会の事務局を務めます、総務省総合通信基盤局消費者行政第一課課長補佐の萩原でございます。

ウェブ開催に関する注意事項を御案内いたします。まず、一般傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴となっています。このため、構成員の皆様におかれましては、御発言の際にお名前を必ず冒頭におっしゃっていただきますようお願いいたします。

次に、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。意見交換において御発言を希望される際は、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただきますようお願いいたします。それを見て主査から指名いただく方式で進めさせていただきます。指名後、マイクをオンにして御発言ください。そして、接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で御連絡をいただければ、随時対応いたします。

なお、傍聴の方は、現在構成員が参加しているシステム上の資料投影やチャット欄は閲覧できない設定となっております。資料については、当研究会のウェブページに公開しておりますので、そちらを御覧ください。

注意事項に続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料は議事次第に記載されているとおりですが、資料14-1は本タスクフォースの開催要綱、資料14-2は今回御報告いただく資料、資料14-3は「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」の方向性(案)となっております。不足等がございましたら

お知らせください。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

それでは、これ以降の議事進行は主査にお願いしたいと存じます。主査、よろしく願いいたします。

(2) 構成員について

【中村主査】 よろしく申し上げます。

構成員の追加について、まずは御報告でございますが、資料 14-1、タスクフォースの開催要綱を御覧いただけますか。4 (5) の規定に基づきまして、これは前の会合ですね。

「我が国の青少年のインターネット利用のフィルタリングに関する調査結果」について御報告をいただきました、国際大学グローバル・コミュニケーション・センターの山口真一准教授に、新たに構成員として加わっていただきたいと思ひまして、これはこの資料の2ページ目に既にもう名前をお入れしてありますけれども、加わっていただくことになりましたということで、山口さん、おられますかね。もしおられたら、簡単に御挨拶をいただければうれしいんですけども、どうでしょう。

【山口構成員】 ありがとうございます。皆さん、こんにちは。国際大学の山口と申します。このたびは、このような貴重な場にお声がけいただきまして誠にありがとうございます。

私は、計量経済学が専門で、ソーシャルメディアやコンテンツ産業などを研究領域としております。まだ若輩者で至らない点も多いかと思いますが、少しでも貢献できるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(3) 議題

①今後の青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォースにおける検討課題に係るヒアリング ((一社) コンピュータエンターテインメント協会)

【中村主査】 よろしく申し上げます。

では、今回の議題に入ります。今日の議題ですが、1、2項目があつて、1つ目が、今後の青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォースにおける検討課題に係るヒアリング。それから2点目が、新たな課題及び対策の方向性の案ということで、それを踏まえての意見交換としています。

まず最初のヒアリングですけれども、コンピュータエンターテインメント協会 (CESA)

さんから御説明をいただくということになっています。CESAの横戸さん、おられますか。説明いただけるとありがたいです。

〈(一社) コンピュータエンターテインメント協会から、資料 14-2 「(一社) コンピュータエンターテインメント協会 ヒアリング資料」について説明〉

【コンピュータエンターテインメント協会】 ありがとうございます。改めまして、前回に引き続き、今回もこのような場を頂戴いただきまして誠にありがとうございます。では、早速ですけれども、資料 14-2 に沿って御説明のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、まず資料をおめくりいただいて2ページ目の目次でございますけれども、前回御説明させていただきました1番に関しては、簡単に取組の状況、ポイントといったところを説明させていただいて、本日は2番の具体的な部分に関して御報告申し上げたいと思っております。

では、早速ですけれども、資料を飛ばしまして、4ページ目をお願いいたします。まず、前回御説明させていただきましたペアレンタルコントロールとレーティングの認知といったところがまだ課題だよといったところに関して、ペアレンタルコントロールに関しては、改めて御説明するまでもない内容かとは思いますが、改めまして保護者が子供のデバイスの使用環境を制限する機能でございます。主に我々コンピュータエンターテインメント協会では取り扱っているゲームといったものに関しては、プレー時間やネットワークの接続、あとは購入・課金と、あとはレーティングといったものが主な大別として管理できる機能でございます。改めまして、次のページをお願いいたします。

その上で、近年、デバイスの進化といったものがありまして、5ページ目です。ペアレンタルコントロールで説明させていただきました、保護者が子供のゲーム機の機能を管理するといった説明をさせていただきましたが、近年、スマートフォン、ゲーム機に関しては、子供側の端末の機能と、保護者側の端末の機能がございまして、どちらかという子供側、本体側に関しては、自身の端末の使用を管理する機能でございます。要はマザー機能でございます。保護者側に関しては子供側、もしくは端末側の利用状況を把握したり、場合によっては遠隔管理ができる機能といったものでございまして、改めて特に分かりづらいところでいうと、ファミリーリンクとDigital Wellbeingがよく混同されて利用されている、説明されているようなことがございまして、本体側のものと管理側の機能といったところを、改めてペアレンタルコントロールの機能にありますといったところを簡単に御

説明させていただく資料でございます。

続いて、6 ページ目の資料でございますけれども、こちらはレーティングの内容ではございますが、前回のタスクフォースで尾花先生からも御指摘ございまして、日本のレーティングの認知が低いといったようなところも踏まえて、また上沼先生のほうからも、内容のほう为抓手と準拠できているのかといったような御指摘も頂戴しておりまして、今我々、改めて、このCEROのレーティングのところの、特にA B C D Zといったものが国際基準だと年齢によるもので、すぐ分かりやすいようなアイコンが使われているといったようなところを、まず1つ目の課題として働きかけを開始している次第ではございますけれども、改めて年齢による区分といったものがございます。こちらに関しては、販売店等々でも消費者に提供するときのレーティングの管理といったものが置かれているのがレーティングの機能でございます。次のページをお願いいたします。

こちらは前回、山口先生の御説明にもございましたけれども、ゲームのプレーに関わる状況と、レーティング、ペアレンタルコントロールの認知状況といったところでございますが、主に今、日本の国民、多くの方がゲームをプレーしている中で、特に10歳から19歳、未成年と言われる、まだ成年に達していない人たちのプレーの環境がすごく増えているといったところも踏まえて、改めて安全、健全啓発に関しては、未成年といったものに注力をしなくてはいけないなと感じている次第でございます。次のページをお願いいたします。

こちらもおさらいではございますけれども、ペアレンタルコントロールの状況に関しては、大きく簡単に御説明しますと、知っているけれども使っていないというような方が一番多く、こちらに関しては内容が分からない、もしくは保護者側がデバイスやゲームに関する知識が豊富で、このようなことはしなくてもできるといったような状況下でございますが、このような方たちにもしっかり安心・安全に使っていただくために、ペアレンタルコントロールをより具体的に知っていただいて、有効化の措置を取っていただきたいといったようなペアレンタルコントロールの現状でございます。

続いて、レーティングの現状でございます。ペアレンタルコントロールと若干異なる部分がございますが、こちらに関しては単純にレーティングを知らないというような方が多いということで、前回の尾花先生の御指摘にもありましたけれども、レーティングの認知といったものを根本的に高めていく必要があるといったような状況でございます。

では、次のページをおめくりいただきまして、10 ページ目、目次2でございますので飛ばしまして、11 ページ目でございます。こちらから具体的な取組の内容について御説明を

させていただきます。

まず1つ目、行政や産学連携といったところを、今の産学支援として啓発の強化をしております。その上で、まず理解をしっかりといただいた上に、有効なペアレンタルコントロールを活用していただくためにはどのようなことをしようといった視座に沿って活動しておりますので、その説明をいたします。では、次のページをお願いいたします。

まずは、理解促進。ペアレンタルコントロールという機能をしっかり使うために、理解を促進するために業界4つの団体を合同にして、以下のキャッチコピーをつくって啓発しております。ここに関しては、黄色い網かけに入れておりますけれども、実践するにはしっかりコミュニケーションとルールを設けた上で、保護者も子供も納得した、理解をした上でペアレンタルコントロールといったものを有効に活用して、ゲームのルールを決めていただきたい。そういう意味で、ゲームの約束、家族の間で、「ゲームのやくそく かぞくのあいだに。一緒に決めよう！ ゲームを楽しむ時のお約束」というような内容にさせていただきます。

では、具体的にこのキャッチコピーを使ってどのような啓発をしているのかといったところを、まず13ページ目の御紹介でございます。まず、ペアレンタルコントロールとか家庭内のルール、どのようなポイントでつくったらいいのかといったようなところを動画にして、御家族が一緒に見られるようなものにして作成しております。こちらに関しては、前回御説明と御登壇いただいた兵庫県立大学の竹内先生や尾花先生、あとはネット依存の取組をされている遠藤様という、3名の方にアドバイスをいただきまして、このような動画をつくって、各企業とか業界団体のイベント等で公表しているような内容でございます。お時間ありましたら、改めて御覧いただければと思っております。

では次に、このようなキャッチコピーを使って、どのようなところで啓発をしているかといった御説明が、14ページからでございます。まずは、多様な側面です。ゲーム機といった面、もしくはゲームの関連企業、あと我々のような関連団体と、あと今回の総務省様等々をはじめとした官民の連携と産学連携といった取組をしております。

では、15ページ目をおめぐりください。まずこちらはファーストセッションになります。ゲーム機、もしくはスマートフォンと触れたときに、まずここでしっかり知って、ペアレンタルコントロールや家庭の約束を決められたら、一番誰でも知ることかできるといった観点から、まず家庭用のゲーム機でございますが、任天堂のみまもり Switch、もしくはSwitch。あとはソニー。こちらはプレイステーション4でございますが、現状ではプレイステーション5も踏まえて実施しておりますけれども、家庭用ゲーム機のプラットフォーム側から、

ペアレンタルコントロールの重要性と家庭のルールといったようなものの動画とかチラシ配布、もしくはゲーム機のパッケージの中に入れ込むようなガイドブックといったようなものの活動をしてございます。

続きまして、16 ページ目です。特にパッケージ等々がない、要はスマートフォンに関しては、保護者のお古の携帯を使うというような御指摘、御意見もございました。その上で、アップル、グーグルというところで、家庭用のルールを決めるための啓発活動といったものを同様にやっております。こちらに関しては、先ほどお伝えしましたペアレンタルコントロール同様に、利用時間であったり、ネットワークであったり、使用するアプリといったところの多岐にわたったペアレントコントロールの設定ができるような内容での啓発をしております。

では、おめくりください。17 ページでございます。では、次にこのような状況下を、我々業界団体がどのような内容で消費者の皆様にお伝えしているのかといった取組でございます。こちらは下にロゴマークがありますけれども、CESA、JOGA、JESU、MCF というゲーム関連の4 団体で実施している、啓発の取組のページでございます。内容としては、ペアレンタルコントロールの利用といったところのもう1 ステップ手前、基本的な部分で、ゲームを安心・安全に楽しんでいただくための取組というようなことと、行政との連携といったものや、有識者の皆様に御助力いただきました動画といったものが1 つのページでまとまるような形で作成している内容でございます。

では、18 ページをお願いします。こちらは参考ではございますけれども、各ゲームの関連事業団体のウェブサイトでございます。今までどおり、このようにポイントを絞ったようなウェブサイトはつくっておりますけれども、こちらのほうでお伝えしたいことというのが、我々4 つの団体が連携することで、国内のゲーム事業者の、今ですと98%ぐらいになっていきますけれども、加盟しているといったようなことで、業界全体一丸となって、この問題に関しては健全啓発を実施していますという御報告でございます。

19 ページでございますが、こちらは行政との連携といったことで、各行政の皆様にお力をいただきまして、それぞれの目的とかターゲットに沿った啓発活動を実施しております。左側に関しては、消費者庁様ですね。こちらに関しては、ゲームと、あとコロナ禍におけるゲーム利用が増加している上での重要なポイント、もしくは安心・安全に子供が使うためのポイントといったところを中心に啓発させていただいております。

真ん中の内閣府様に関しては、低年齢層の子供に向けた、保護者向けの普及啓発といった

ようなことを実施しております。皆様、既に御周知でございますけれども、総務省様に関しては、トラブルといったところを中心に、ペアレンタルコントロールの有効な利用方法といったものを手引きにしております。では、次のページをお願いいたします。

では、実際に行政の皆様が御助力いただいている内容を、いかに地域のお子様とか保護者に伝えるといった観点から、各自治体との連携も同様に行っております。ここは一例ではございますけれども、東京、大阪、千葉といったところで、各御家庭向けのリーフレット等への掲載をしております。

次、21 ページ目の産学連携といったところでございますが、日本教育工学会様、もしくはユニセフ協会といったところとの連携を行って、実際にこれはどのような内容をやっていたかということなんですけれども、教育現場でゲームを安心・安全に楽しませたいといった一方で、e スポーツ等々の部活動であったりとか、あとは同調圧力といったような、子供における特殊な環境下で、その上でもいかに安心・安全にゲームをプレーするためには、どのような説明、どのような理解が必要かといったようなものを前提に意見交換をしたものでございます。ユニセフ協会に関しては、世界の状況、あと日本の状況、もしくは世界の子供が置かれたデバイスの利用状況から、我々事業者としての責任といったところの意見交換をしたような内容でございます。では、次のページをお願いいたします。

こちらに関しては、参考ではございますけれども、尾花先生にも監修いただきました啓発動画を、しっかり各社、要は消費の直接接点になる各社でも、同様に展開をしていますという参考でございます。

次でございます。23 ページ目から、具体的な施策の簡単な御紹介になります。消費者庁様や文科省様といったところで、ただ紙になるだけではなかなか伝わらないというようなことがありますので、オンラインでのセミナーも実施いたしました。

25 ページ目は、実際に消費者の皆様と直接接点を持っているようなメディアの連携、もしくは前回、石田先生からも御指摘ございましたけれども、アルコール関連学会の医療の皆様とも連携をしまして、こちらでは特に一定の子育てが忙しくなったタイミングから、なかなかペアレンタルコントロール、レーティングといったものが入ってこないよというようなこともあって、妊産婦の状況からでも、ある程度こういうこともあるよというようなことを知っておいたほうがいいよねというような御意見交換も同様にいただきましたので、この辺りも今後の啓発の活動として、子供を持つ前の準備期間から実施していくような意見交換を実施してございます。

こちら、資料のほぼ最後でございますけれども、26 ページ目でございます。一般の方がさらにシンプルにペアレンタルコントロール等々を分かるためのラーニングページをつくってございまして、このような内容をまとめて発信をしております。

27 ページ目は、任天堂の動画でございます。何度か御説明しておりますので、こちらに関しては改めて本日の御説明は割愛させていただきますが、御都合がよろしければ、一度御覧いただければと思っております。

28 ページ目は、最後、本日のまとめでございますけれども、継続してペアレンタルコントロール機能の有効活用をするために、産学や行政と連携した上で、ペアレンタルコントロールというわけではなくて、ゲームを安心・安全に楽しむための理解を強化するための啓発活動をする。3つ目は、安心・安全に楽しむために、改めてゲームといったものをハブにして、家庭内でのコミュニケーションといったものをしっかり取っていただいて、家庭内でのルールづくりに役立てていただきたいと思っております。

では、次からは、前回資料のアペンディックスでございますので、私からの御説明は以上とさせていただきますと思います。御清聴ありがとうございました。

【中村主査】 どうも御丁寧に説明いただきましてありがとうございました。

では、今の発表に関して、質問等ございましたらよろしくお願ひします。どなたかございますでしょうか。山口さん、お願いします。

【山口構成員】 国際大学の山口です。御発表いただきましてありがとうございました。現在の取組について大変よく分かりました。

1点御確認したいんですけれども、ゲームのレーティングの認知が、私がちょっと今まで思っていた以上に低いんですけれども、その理由について御存じだったら教えていただきたいですね。例えば、想像すると、親はゲームに興味がないんだけど、子供がやっているみたいなケースだとどうなのか、あるいはそれ以外に、例えばソフトウェアとか買えば書いてあるものなので、なかなかそれが認知されていないというのは不思議ですし、また、あまりいい状態だとも思わないんですね。なので、その理由について御存じだったら教えていただきたいというのと、並びにこれをもっと広めていくように、何か施策を考えておりましたら教えていただけると幸いです。

【コンピュータエンターテインメント協会】 御質問ありがとうございます。まず1つ目の認知の状況が想像より低いといったような観点は、日本の各小売店、販売店等々で、Z区分に関しては年齢の確認とか、そもそも子供が見えないような棚に設置をする、もしくは店

内でのポップ等々で、青少年の育成を阻害する可能性がある表現の広告等々を入れないと
いったようなルールが徹底されている状況下で、実際に知らない間に買えなかったという
ような事象があるというのは理解しております。その上で、前回、こちらに関しては山口先
生からも御指摘いただいたように、尾花先生からも御指摘ございましたが、レーティングと
いったものが、A B C D E Z という表示がぱっと見て何を表示しているのか分からないと
いうようなお声が一部ございましたので、現在、この取組としては、実際にそこにエイジ幾
つとか、18 歳禁とか、そういうような何か表示があれば、より見た方が分かりやすいの
かなといったようなところも踏まえて、消費者視点で表示のほうを変えるような取組を、今
している最中でございます。

【山口構成員】 ありがとうございます。

【中村主査】 上沼さんは同じ？

【上沼構成員】 大体似たようなお話なので大丈夫です。

【中村主査】 尾上さん。

【尾上構成員】 私のほうからは、啓発動画は大変ありがたいと思っておりますが、再生
回数とか、見られたのがカウントされているのかどうかの確認です。以上です。

【コンピュータエンターテインメント協会】 ありがとうございます。今御指摘いただき
ましたとおり、なかなか啓発動画といったものが再生回数が伸びず、当初悩んでございま
し、単純に YouTube の再生回数とitted だけではなく、我々業界団体で実施しているアジア
最大の見本市である東京ゲームショーといったようなものの中で、お子様向けのコンテ
ツの間に流すというような工夫も、今してございますが、実際には単純な YouTube の再生回
数ですと、まだまだ求めている目標には足りていないといったような現状でございます。

【尾上構成員】 ありがとうございます。

【中村主査】 尾花さん。

【尾花構成員】 ありがとうございます。CESAさん及びゲーム業界さんの取組につい
ては、本当に一生懸命やってくさって頭が下がる思いですが、保護者のほうの感覚が
特に若い世代になると、危なっかしいと感じるところがあるように感じています。幼稚園の
保護者など低年齢層の保護者向けセミナーでは必ず“家庭内コミュニケーションの大切さ”
をお話しするのですが、子供と一緒にゲームをやるのがコミュニケーションだと考える
保護者が増えてきているのです。「毎日2時間ゲームをしながら子供とコミュニケーション
するのが日課になっています」というような声を聴くことも多くなりました。それがいい悪

いとかではなく、どんなゲームをどんな風にやっているのかを考える必要があります。例えば、単に保護者がやりたいゲームに子供をつき合わせているだけなのに、それをコミュニケーションだと言われても困ります。子供とのコミュニケーションにゲームを取り入れるなら、どんなゲームをどのように使うか——年齢に合うものを選ぶとか、短時間の利用に留めるとか、遊び方に配慮するとか、1人ではやらない約束をするとか、いろんな話合いをしながら工夫することが大切なのであって、ゲームこそが親子のコミュニケーションということであってはならないと思うのです。このあたりの啓発も取り入れていかなきゃいけない段階に入ってきているのかなという気がしています。

その辺りのことで、もし気づかれている点とかありましたら、あるいは新しい取組を何かしていきたいと思うような点などがありましたら、共有していただければ幸いです。以上です。

【コンピュータエンターテインメント協会】 御指摘ありがとうございます。我々としても、年々アンケート等々取っていると、ゲームのプレー人口の裾野が広がっていて、若年層からプレーを始めているという状況下も重々把握してございます。その上で、近々で啓発をするタイミングで、ゲームだけではなくてスマートフォンのレビューとか、携帯電話の所持といったようなところも踏まえて、有識者の皆様に啓発の御協力をいただいている最中ではございますので、改めて今後、新たな層に向けて啓発をしていく上でのアドバイス等々いただければと思っております。実際にこれからどンドンどンドン小学校の中高年といったところを中心にしていたものを、低学年、幼稚園といったところに広がる活動もしておりますので、引き続きアドバイス等々いただければ幸いです。

【尾花構成員】 ありがとうございます。状況はよく分かりました。

【中村主査】 曾我部さん、お願いします。

【曾我部主査代理】 京都大学の曾我部です。どうもありがとうございます。ちょっと私、通信状況が悪くて、最初のほうをお聞きできなくて、もしかしたら御説明済みかもしれないですけども、先ほど話題になりましたレーティングの認知の話との関係で、もう一つお伺いしたいと思います。

先ほどの御説明で、Z区分については区分陳列されているという御説明だったですけども、それは条例でそうなっているからそうなのであって、それ以外の年齢区分については、特に法令のルールはないと思うんですね。その関係で、CESAさんのほうで販売店との間で、年齢があまりにも合わないような場合には、販売しないとまではいかないけれども確認

するとか、販売の際に一応年齢区分について注意するようなことをしてほしいみたいな、そういう取り決めというか、依頼みたいなものを販売店との間でされているんでしょうかという御質問です。すみません、よろしくお願いします。

【コンピュータエンターテインメント協会】 御質問ありがとうございます。今、おっしゃっていただいたように、あくまでもこちらに関しては推奨する年齢でございますので、保護者の方の御理解とか御同意といったところの旨で、基本的には販売店に強制力をもって年齢を確認しなさいといったものはZ区分以外はございません。

その上で御説明させていただきますと、改めてレーティングといったものが、性表現と暴力表現といったもので年齢の推奨しているものがございますので、まず保護者の方が判断するためにそこが分からないと、結局判断のしようがないというところを踏まえまして、年齢の推奨といったことと、あとどの点でレーティングといったものがあるかといったものの理解促進が必須な事項と考えてございます。

すみません、ちょっと回答になっているか不安ではございますけれども、実際には強制力はないものと考えております。

【曾我部主査代理】 ありがとうございます。もちろん強制力がないということは重々承知しているんですけども、一応そういう依頼というか、お願いベースではあると思うんですが、でしかあり得ないと思うんですけども、そういったことをされているかどうかというお伺いでした。

【コンピュータエンターテインメント協会】 その上で、販売店さんに関しては、Z区分以外にもちゃんと年齢に沿った陳列をしなさいといったような、ある程度のマニュアルといったものがございますので、それに沿った販売店向けのマニュアルは、販売店の皆様に御協力をお願いするといったスタンスではございますけれども、実施はしてございます。

【曾我部主査代理】 分かりました。ありがとうございます。

【中村主査】 もう一方、手が挙がっていますね。石田さん、お願いします。

【石田構成員】 石田です、お願いいたします。御説明ありがとうございます。8ページのペアレンタルコントロールについてお伺いしたいんですけども、ペアレンタルコントロールのところ、利用していない理由というのが参考のところでありまして、第1位が18.5%で自己管理で十分、2位が14.7%で機能がよく分からないとありましたけれども、まだほかにも理由があるのかなと思ひまして、そのほかの理由というのが分かりましたら教えていただきたいのと、それと『2020CESA一般生活者調査報告書』よ

り」と書いてあるんですが、年代はどういうところの年代の人をとっているのかとか、例えば、自己管理で十分と答えた人の年代が、どういう年代の人がそういうふうに言っているのかとか、クロスというのはあるんでしょうか。

【コンピュータエンターテインメント協会】 すみません、説明が不足して大変恐縮でございます。こちらに関しては、10歳から79歳の方たちに全体的に調査をしているもので、特にペアレンタルコントロールの利用していない方たち、ペアレンタルコントロールに関しては、その中の回答者の中で18歳未満の子を持つ親の方に回答いただいた内容でございます。

この18.5%と14.7%といったのは、全体の累計ではなくて、42.8%の中の割合でございますので、ペアレンタルコントロールを知っているけれども使用していない人たちの大体半分以上の方がこの状況下でございまして、それ以外の方たちの残りの50%に関しては、途中で設定をやめちゃったとか、あとは場合によっては、知っているけれども父親に任せているといったような、回答者自身が設定をする場ではないといったお答えもほかにはございましたが、基本的には自己管理。要はゲームに関する知識があるので、こんなことしなくても大丈夫と言っている方と、あと利用の仕方が分からないという方が半分ぐらいいるといった状況でございます。

【石田構成員】 ありがとうございます。やっぱり利用していただかないとということろだと思ひまして、途中でやめたという方は、もしかしたら簡単ではなかったとか、面倒だったみたいな回答もあるんでしょうか。

【コンピュータエンターテインメント協会】 これはあくまでも一部の個別回答なんですけれども、年齢設定のみして、あとは何時にするか話して決めようと思ったままやらないとかという方はいらっしゃいましたけれども、具体的には分からない部分は多いんですけれども、何ができるかちょっと分からないといったようなお声が多かったという感触です。

【石田構成員】 分かりました。ありがとうございます。

【中村主査】 ありがとうございます。CESAさんはじめゲーム4団体の皆さんには、今後も本件、緊密にコミュニケーションをできればと思っておりますので、引き続きおつき合いただければと思います。どうもありがとうございました。

【コンピュータエンターテインメント協会】 ありがとうございます。

② 「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」
の方向性（案）（事務局）

【中村主査】 今後ともよろしく申し上げます。

次の議題に移りましょうか。次の議題が、新たな課題及び対策の方向性についてということ、事務局から御説明をいただきますけれども、方向性ということですので、その後、皆さんから全員から声をいただきたいなと思っております、私から構成員の皆さんに順番に五十音順にお声がけをしますので、御質問、御意見をお願いできればと考えております。

では、事務局からお願いします。

〈事務局から、資料 14—3 「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」の方向性（案）」について説明〉

【萩原消費者行政第一課課長補佐】 総務省消費者第一課の萩原です。私から、資料 14—3、「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」の方向性（案）として、事務局がまとめた内容を御説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。今回の整理の前提となる第 5 次基本計画と、このタスクフォースでの議論について記載しております。まず、今後 3 年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的として、今年 6 月 7 日に第 5 次基本計画が決定されました。この中では、誰もが手軽にインターネットを利用することができる環境になったこと、青少年の興味を引く多様なサービスが次々と登場したことで、犯罪被害につながる場合もあるなど、重大な問題も起きていることについて言及されています。そして、特に留意すべき取組の観点として、フィルタリング利用率向上のための取組のさらなる推進のほか、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進や、ペアレンタルコントロールによる対応の推進が挙げられています。

これらを踏まえ、2019 年 8 月に公表した前回の課題及び対策に基づく取組を発展させること、すなわち契約時のフィルタリング加入率・有効化措置率の向上のための促進等の取組をさらに強化するとともに、官民一体となり、フィルタリングの継続的な利用を促すための取組を進めることが重要です。また、フィルタリングの利用促進のみならず、青少年のインターネット利用環境の急速な変化を踏まえ、青少年がインターネット上のサービスを利用することを前提としたサービス・コンテンツ利用に関する取組を講じる必要があります。

本資料は、以上の認識の下で、前回の課題及び対策以降に生じた環境変化を踏まえ、新た

な課題と、それを解決するために官民で取り組むべき対策を整備したものとなっています。

2ページを御覧ください。昨年10月の第11回会合で、事務局がお示した資料です。これ以降は、これを前提として本タスクフォースで御議論いただきました。

1つ目は、前回の課題及び対策に基づき、スマートフォン等の契約時における事業者の取組についてモニタリングしている関係で、現状の対応に課題がないか御確認いただきました。2つ目は、フィルタリングの利用促進のためのさらなる取組についてです。これまでのタスクフォースで皆様と確認いたしましたとおり、MNOにおいては、店頭等における御尽力の結果、加入率が向上しておりますが、内閣府調査において、フィルタリングを今使っているかを表す利用率については、大分乖離がある状況です。こうした状況がなぜ発生するのかを考え、設定後に解除されてしまっているのではないかという課題設定をして、総務省でも調査をいたしましたし、それを前提として、どういった対応が今後必要になるのかを御議論いただきました。さらに従来、本タスクフォースでは、フィルタリング、すなわち青少年に違法・有害な情報に触れさせないことを主眼に置いて議論してきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、環境変化を経てどんな課題が出てきたか、これからはどのように考え、対応していくのがよいかを御議論いただきました。

以降は、この①から③におけるこれまでの議論を取りまとめております。まず、①事業者・事業者団体における取組のモニタリングについて、つまり契約時のフィルタリング申込・有効化措置等の一層の促進に関するテーマについてです。前回の課題及び対策以降の携帯電話事業者における加入率・有効化措置率に係る状況は記載のとおりです。まず、MNOについては、加入率は改善が見受けられるものの、有効化措置率については一定水準にとどまっている状況です。今春より、オンライン専用プランが提供開始されたこと等により、ウェブ申込みが増加しているなど、今後はさらに状況が変化していくことが見込まれます。

一方、MVNOについては、そもそも業界として合算値の公表を行っていないため、業界全体の状況について評価すること自体が困難です。一部事業者において、アクティベート状況の把握などの取組が進められているものの、横展開には至っていません。従前から言われていることですが、ウェブ申込みがメインであること、提供するフィルタリングサービスが有料であること等から、より一層の取組が必要な状況と言えます。

以上から、契約時のフィルタリング申込・有効化措置等の促進については、前回の課題及び対策の取組を継続しつつ、現況に即した対応を検討する必要があると考えられます。

次ページは、タスクフォースにおける構成員の皆様からの御意見や、当省の調査結果から

得られた政策的含意などを記載しておりますが、時間の関係で説明は割愛させていただきます。以降も同様に進めます。

6 ページでは、MNOの加入率・有効化措置率についての御意見等を受けて、事務局で整理させていただいた課題と、対策の方向性について記載しております。まず、課題の1つ目としては、保護者がフィルタリングを申し込んだ際に、自身で設定を行うとしながら、結果的にフィルタリングの設定をしていない可能性があり、今後、Web 申込が増加すれば、こうしたケースも増加することが見込まれますが、事業者において、保護者におけるフィルタリング設定完了を促すための取組がなされていないことが挙げられます。また、子供が低年齢である場合、親子共用でインターネットを使うことが想定されますが、低年齢層の子供を持つ保護者において、フィルタリングに関する認識が必ずしも十分ではないということも課題となっています。

これら課題への対応としましては、まず事業者において、契約後の保護者におけるフィルタリングの設定完了を促すための方策、例えば、設定のリマインドを行うなどの対応の検討を行うべきではないかと考えます。また、低年齢層の子供と端末を共有する保護者に対しても、フィルタリングの情報が提供されるよう、スマートフォン等の購入の際に、購入端末について、子供との共有可能性も想定し、フィルタリングの情報を提供するなどの対応を実施すべきではないかと考えられます。

次に、MVNOにおける加入率・有効化措置率についての課題の整理と対策の方向性です。8 ページを御覧ください。まず、課題としては、全体の状況は改善傾向にあるとは言えず、個社名の公表もされていない中で、個社の事業や改善点、取組の効果などについて議論が困難であり、各社の具体的な取組の把握も進んでいないことが挙げられます。また、フィルタリング申込み時の選択肢（申し込む、申し込まない）が同率となっており、必ずしも原則申込とはなっていない状況です。さらにメインである Web 申込において、保護者にフィルタリング設定を促すための一層の取組が必要であると考えられます。最後は、MNO同様、低年齢層の子供を持つ保護者において、フィルタリングに関する認識が必ずしも十分でないことも課題となっています。

これらに対しては、業界の抵抗や各社の取組の効果についてしっかりと議論ができる環境をつくるため、MVNOにおける課題を整理した上で、個社名や各社の合算値を公表すべきではないかと思われまます。また、各社のベストプラクティスの知見の共有や、横展開を促進する取組を検討すべきではないかと考えられます。

さらに、申込み手続上、フィルタリングが原則申込みとなる画面設定にする等、ガイドラインに明示すべきだろうと思われます。ただ、これらについては、MVNOの場合、フィルタリングの提供が有料である場合も多いことから、保護者が有料であることを認識した上で選択できるよう、留意する必要があります。最後は、MNO同様、子供との共有可能性も想定した対応が必要と思われます。

次は、②フィルタリングの利用促進のためのさらなる取組について、すなわちフィルタリングの継続利用のための取組の促進に関するテーマです。10 ページ目を御覧ください。フィルタリング利用の普及とともに、継続的な利用を促進することが重要です。当省が4月で結果を公表したフィルタリングに関する調査では、フィルタリングの利用率は38.1%にとどまり、またフィルタリングを利用していない人は、家庭内ルールづくりやペアレンタルコントロール機能の利用もしていない傾向であるということ。つまり、子供のネット利用について、フィルタリング以外の方法で対応しているからフィルタリングを設定していないということではなく、意識の高い人はいろいろやっているが、そうでない人は何もやっていないというように二極化されていることが示されました。

この調査では、さらに全体の13.7%は、フィルタリングを解除してしまっていること、中学生以降は解除する割合が高まっていること、解除した人の8割が2年以内の解除であり、全体の4割は設定から1年未満で解除してしまっていること、不便であること、アプリを子供に使わせるためなどが解除の理由として挙げられますが、使いたいアプリを使いながらフィルタリングも継続できるカスタマイズについては、認知していなかったこと等が示されました。

この結果からは、サービスのコンテンツの仕様に伴い、フィルタリングが解除される傾向にあり、カスタマイズの認知や設定に関するユーザビリティに課題があることや、フィルタリングの意義について、本人、保護者の理解が必ずしも十分でないことが伺われるため、フィルタリングの継続的な利用を促進するための対策を講じる際には、これらを踏まえる必要があると考えられます。

12 ページ目では、携帯電話事業者におけるフィルタリングサービスの提供についてまとめています。課題は3つあり、1つ目は、青少年の利用実態を踏まえると、フィルタリングサービスの初期設定、カスタマイズ、オンオフ切り換え、各機能の分かりやすさなどのユーザビリティに改善の余地があると考えられます。

2つ目として、インターネット利用の危険性やフィルタリングの効果、フィルタリングの

活用方法について、保護者の理解が必ずしも十分でないことが挙げられます。また、3つ目として、フィルタリングサービスの有する機能の中に、違法・有害情報の遮断機能であるフィルタリング以外にも、アプリ利用制限機能、利用時間管理・利用状況通知機能など、保護者の関心の高いペアレンタルコントロール機能も含まれていることについて、保護者が必ずしも十分に認識していないことも伺えます。

これらについて、対策としては、まず青少年の利用実態を踏まえたフィルタリングのユーザビリティの改善策について、フィルタリングサービス提供者である携帯電話事業者、フィルタリング事業者などやサービス・コンテンツ提供者であるSNS事業者等が協力して取り組む体制を整備するべきだと考えられます。また、携帯電話事業者とOS事業者との連携も強化することが重要です。さらにフィルタリングを案内する際に、カスタマイズの設定方法について、利用者に分かりやすい形で情報提供すべきではないかと思われれます。そして、これもフィルタリングを案内する際の話ですが、インターネット利用の危険性やフィルタリングの効果、各種ペアレンタルコントロール機能についての理解をさらに深めるための取組を行うべきではないかと考えられます。

次に、14 ページで、フィルタリング利用向上のための啓発について、課題と対策を記載しています。まず、インターネット利用の低年齢化が進んでいる一方で、低年齢層の子供を持つ保護者へのアプローチが不十分であることが考えられます。

次の2つは再掲ですが、インターネット利用の危険性やフィルタリングの効果、フィルタリングの活用方法、ペアレンタルコントロール機能について、保護者の理解、認識が必ずしも十分であるとは言えません。また、子供の成長に即したペアレンタルコントロールの重要性についても、保護者の認識が十分でないと言えます。対策としては、未就学児の保護者への啓発のアプローチについて検討すべきではないかということ、啓発コンテンツにおいて、青少年のインターネット利用における危険性等や各種ペアレンタルコントロール機能、カスタマイズ等についての内容を拡充すべきではないかということ。さらに保護者が子供の成長に即したペアレンタルコントロールを行えるような啓発コンテンツを作成、周知すべきではないかということが考えられます。

15 ページからは、③青少年のインターネット利用を取り巻く環境の変化と、それに伴う新たな課題について、つまり青少年がインターネット上のサービスを利用することを前提としたサービス・コンテンツの利用に関する取組の促進について言及しています。

16 ページを御覧ください。青少年のインターネット利用は低年齢化が進んでいます。内

閣府の青少年のインターネット利用環境実態調査によると、青少年のインターネット利用率はついに95%を超え、小学校高学年でも9割を超えています。小学校低学年以下でも64%がネットを利用しているとのことです。また、この調査では、子供は動画を含むSNS等やゲームの利用を目的としてインターネット利用をしていることが確認されています。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、社会全体のデジタル化が急速に進展しており、これに伴い、青少年のインターネット利用はこれまでのようになかったらなくてもいい「付加的なもの」から、社会生活や学校生活を営む上で必須、あって当然のものとなっていくと想定されます。このため、青少年が違法・有害情報「受信」を契機としたトラブルのみならず、情報「発信」を契機としたトラブルについても遭遇する可能性が、今後さらに高まると考えられ、これらを効果的に対処することが求められます。特に、インターネット上のコミュニケーション手段として利用されるSNSやゲーム等については、青少年がトラブルに遭遇しないよう、事業者の適切なサービスの提供や保護者の理解を深めるための取組等を促進することが必要であると考えられます。

また、青少年のインターネット利用に大きく関わる法制度の見直しも行われており、こうした動きを踏まえた取組も求められます。

こうした環境変化を受け、総務省の課題認識と今後の対策については、18ページのとおりに考えています。まず認識として、ICT利用における環境変化があり、次に、法制度面における環境変化があり、さらにこれらの環境変化を踏まえた、より効果的な啓発を考える必要があるとしています。

総務省では、各ステークホルダーにおける取組の促進とともに、今後、ここに記載した取組の実施を検討していきます。まず、青少年のICT利用における環境変化を踏まえた取組として、青少年の情報発信を契機とするトラブル防止のため、青少年・保護者・教職員への啓発及び事業者によるベストプラクティスの事業者間共有を促進します。次に、「#NoHeartNoSNS」のスローガンの下、インターネット上の誹謗中傷についての啓発を強化します。また、青少年のICT利用環境の変化やOECD勧告の改訂等を踏まえたILASの見直し等を実施します。さらに青少年におけるICT利活用の普及に伴い生じるリスクの確認と、必要な措置の検討を実施します。

次に、法制度面における環境変化を踏まえた取組として、改正著作権法の内容を踏まえ、海賊版サイトに資する対策を強化します。また、成人年齢の引下げも考慮し、青少年が「大人」として必要なICTリテラシーを身につけるための啓発を実施します。

最後に、より効果的な啓発に向けた取組としては、子供が低年齢の段階から、保護者が子供の成長に即したペアレンタルコントロールを行えるような啓発を実施します。そして、第13回会合で説明のあった動画フェスタのように、青少年参加型のICTリテラシー向上施策を促進するなど、効果的な啓発手法を検討・実施したいと考えています。

次に、SNS等の利用についてです。20ページを御覧ください。青少年におけるSNS利用は増加しており、青少年には一律使わせないという対応は現実的に困難である一方、発信に係るトラブル防止措置が十分であるとは言えないというのが大きな課題です。この対応としても、年齢確認が自己申告制にとどまっており、一部サービスの年齢制限を設けても抜け道が存在する状況です。さらにSNSのサービス内容や利用によるリスクについて、特に利用していない保護者においてはイメージが湧かず、子供の利用の可否判断や、利用における家庭内ルールの検討などが困難な状況になっていることも課題として考えられます。

こうした状況を踏まえ、対策としては、まず青少年によるSNS利用に関するリスクやその対処法の共有等を業界内でさらに進めるべきではないかと思われまます。また、年齢確認の真正性向上のための技術的な手法の共有を業界内で進めた上で、実効的な年齢確認を前提とし、年齢に応じた機能制限等の取組を推進すべきではないかと考えられます。その他、利用者ではない保護者が適切にペアレンタルコントロールを行えるようにするため、まず業界団体であるSMAJのホームページに掲載している各社サービスの内容を充実させた上で、安心協と協働してSNSを安心・安全に利用するための情報を提供すべきではないかと考えます。

最後は、ゲームについてです。22ページにあるとおり、ゲームにおいてもインターネット上のトラブルが発生し得る一方で、家庭内ルールを設けた上でのペアレンタルコントロール機能の利用や、提供されているレーティングなどについての保護者の認知が進んでいない状況であるということが、これまでのCESAからの御説明で確認できました。これを受けて、総務省と事業者団体が連携して、ゲームにおける家庭内ルールを設けた上で、ペアレンタルコントロール機能の利用促進やレーティングなどについて保護者の認知を高めるため、未就学児の保護者への直接的な啓発の機会の拡大や啓発コンテンツの内容拡充などの取組を行うべきではないかと考えられます。

以上で、事務局（案）の説明を終了いたします。

③ 意見交換

【中村主査】 どうもありがとうございました。

コロナの中で、私は大人も子供も全員がDXを求められている。受信だけじゃなくて、みんなが発信をするようになってきているというのは、言わば文明の大転換だと思っているんですけども、それは私たちが半世紀近く求めてきた情報社会が到来したということじゃないかと。それ自身は非常に喜ばしいことだと思うんですが、同時にネットの安心・安全というものがますます大事になってきているとは思うんですね。

それに対して事業者の皆さんの努力、あるいはここにお集まりの皆さん、関係者の取組というのは続いているわけで、今回示された課題の3つの柱、1つがモニタリング、2つ目がフィルタリングの利用促進、こういったここにいるメンバーを含めた皆さんの努力すべきことはまだまだたくさんありますし、3つ目の柱、環境の変化に伴う課題の変化ということにも対応していかなきゃいけない。

今回、事務局にまとめていただいた対策の方向性というのは、今見てみますと、合計で7ページある非常に厚い措置になっているわけですけども、どこまで強く言うか、ニュアンスの問題はあるかもしれませんが、私はおおむね妥当だと思っています。後ほど皆さんに御審議をいただければと思います。

一方では、全部通して伺ってしまして、さて我々の活動のゴールというのは一体どこにあるんだろうかというのがちょっと気になっています。つまり、どこまで対策というのを講じていけば十分だと言ってもらえるのか、十分と言えるのか、KPIって何だろうな。あるいは、それに要する社会経済的なコストというのはどの程度なんだろうな。今、大きなコロナによる、DXによる場面転換のタイミングであって、こういったことも全体問い直すタイミングなのかなと思って聞いておりました。どうもありがとうございました。

では、順に皆さんから御意見、コメントをいただければと思います。石田さんからお願いできますでしょうか。

【石田構成員】 石田です。よろしく申し上げます。

対策の方向性ということでおまとめいただいたのは、全てそのとおりに思いました。その中で、私が特に思いましたのは、意識の高い方は、フィルタリングやペアレンタルコントロールとか様々な設定をしていると。だけれども、そういう意識が少ない人は設定をしていないという調査結果が出ていることからしましても、やはりいかに皆さんに知っていただくかということの問題と思いました。特に小さなお子さんをお持ちの親御さんに知っていただきたい、小さいうちからのペアレンタルコントロールであって、そこからフィルタリング

というのも当然理解していただけるのかなと思いましたので、14 ページの利用促進のための啓発についてのところの未就学児の保護者への啓発アプローチとか、啓発コンテンツにおいての、危険性、それとあと、カスタマイズができるのに、全て外してしまうといったような、機能がよく理解されていないということなので保護者への啓発がとても重要と思いました。

それともう一つ、携帯事業者さんは、入口のところでいろいろなことを求められて、それに取り組んでいらっしゃる。またフィルタリング事業者さんも取組をされているということはあると思うんですけども、全体として、コンテンツ事業者さん、OSをつくっている事業者さんとかが一体となって、各事業者さんごとにできることというのを一堂に会して協力してということで、何ができるか考えていただけたらと思いました。ですので、やはり12 ページの対策の方向性の①というのは、とても重要思いました。

それとあと、すみません、長くなります。SNSについてなんですけれども、SNSは警察庁から、いつも半期ごとにSNSに起因した子供の被害というので、2,000件弱ぐらいの被害が出ていると報告されていますので、SNSに関しましては、やはり何とか保護者の方にも知っていただかなくてはいけないと思いましたので、対策の方向性のところの20 ページにもございますように、④、⑤といったような安心協さんとの、SMA Jさんとの協働での安心・安全に利用するための情報提供と書いてありますけれども、なるべく早くに情報提供ができるようなものをつくっていただきたいと思いました。以上です。

【中村主査】 上沼さん、お願いします。

【上沼構成員】 まず、取りまとめありがとうございます。

課題の順番で、モニタリング、フィルタリング利用促進のためのさらなる取組で、環境変化に伴う課題となっている点は、まさにこの通りと思っております。

①については、現実が把握できないと、必要な対策が検討できないし、何が足りないかも分からないので、そういう意味で、継続的なモニタリングというのはどうしても必要かなと思っております。

それに基づいて、②となります。利用促進のためのさらなる取組とありますが、青少年によるインターネットの場合に最も注意すべき点は、大人のコントロールが効かないと言う点だと思います。青少年が単独で利用してしまうことが最も考慮すべき点です。とすると、技術的保護手段によって、青少年のネットの利用をコントロールすることが必須となります。特に3で低年齢化について触れられていますけれども、特に低年齢のうちには、

技術的保護手段が絶対必要です。そういう意味で、現状、法律の中に記載されている技術的保護手段としてのフィルタリングが利用されていない状況だとすると、その次の新たな課題に対する対策についても同じことが起こるということになりかねません。そういう意味で、利用促進のための取組というのは必要ですし、このときに見つかった課題というのが、次の3のところでも生きてくるんだと思います。

今、石田さんもおっしゃっていましたが、カスタマイズとか、簡単な設定の仕方などは、もう何年もずっと課題であるという状況ですので、なるべく速やかに、分かっている課題は早めに解決していただきたいと思うところです。

その上で、15 ページ以下、青少年のインターネット利用を取り巻く環境の変化と、それに伴う新たな課題に関し、課題の整理として、18 ページ、青少年のICT利用における環境変化を踏まえた取組が必要というところについて意見を述べたいと思います。ICT利用における環境変化のところに、GIGAスクールにより、青少年が必ずネットを使うという環境に進んでいくわけです。使うか使わないかが選択ではなくて、もう使わざるを得ないという状況の中で、どのように青少年のネット利用の安全な状況を確保していくかということを考えなくてはなりません。その前提の確認のために、GIGAスクールに関する言及を、ちょっと入れられるかどうか分からないけれども、入れていただけるといいかなと、こっそり思ったりしていますのでお願いします。

その上で、GIGAスクールの場合、学校と家庭での利用方法の乖離が生じる可能性があって、学校ではがちがちに守られていても、家庭ではそうではないみたいな話になると、同じデバイスを使っているのに環境が相違するということを経験しづらく問題が生じるということも起こりうるので、今後は、家庭における利用についての普及啓発が重要になると思っています。

さらに、新たな課題に関して言うと、20 ページのほうで、発信に関わるトラブルの防止措置が十分であるとは言えないというのを書いていただいたのは非常にありがたいと思います。現在、青少年のネット利用に関するトラブルとして挙げられているものは、基本的には発信に関わっているものだと思います。というのは、インターネットに関しては、先ほど中村座長もおっしゃっていたとおり、全てのユーザーが発信者になるというのがメリットなのですね。ということは、発信をすることが前提となるのですから、そこをどういうふうに安全な状況を確保するかということが必要だと思います。

特に低年齢化が生じている状況で、いきなり子供を海に放り出すわけにはいかないので、

段階に応じたSNS利用ということを考えざるを得ないと思います。たしか年齢の段階に応じたというようなことを書いていただいていると思いますが、そういう成長段階に応じたというようなことを、ぜひとも強調していただきたいと思う次第です。

これに関連し、発信系のトラブルの防止措置が十分であると言えないというところで、対策の方向性の中に、①、リスクやその対処方法の共有を業界内で進めるべきではないかと書いていただいておりますが、これに技術的な手段の促進も含まれるという理解ではありますけれども、そういう点も意識していただけるとありがたいと思います。

また、年齢の確認のための真正性向上というのは、割と費用の問題はあるかもしれませんが、過去にも実際に行っていた事例があるようですので、この辺りはなるべく早めに進めていただけるとありがたいかなと思います。

あとはカスタマイズのための情報提供という意味で、20ページの④、⑤辺りを効果的な情報提供という形で進めていただけるとありがたいなと思っています。

私のほうからは以上です。

【中村主査】 尾上さん、お願いします。

【尾上構成員】 尾上です。まず課題の整理及び対策の方向性をお示しいただき、ありがとうございます。

私のほうからは、いろいろな課題がある中で、いつどうやって認知させるかとか、それぞれの保護者、家庭がそういった行動に出るかというのが、いつまでも難しい事態だとは思っています。なので、本当に認識を高めるとすると、基本的なところからやらないといけないかと。例えば、保護者からすると、教育基本法であったり、児童福祉法であったり、保護者が義務としてやらなければいけないところが認識できていないのではないかという気がします。

今回、通学路に車が突っ込んだという痛ましい事故がありました。ああいった場合、死亡事故が起こったので対策をやらう進めていくことが多いのですが、今までに、あそこ危ないな、あそこ危険だな、どういうふうに言ったらいいかなという話はしていると思うのです。それが実際、対策が講じられずに死亡事故につながってしまう。例えば、フィルタリングの件に関しては、死亡事故に直接つながらないので、保護者の認識も大変甘いのではないかというふうに思います。ただ、犯罪とか課金とか、いろいろなところで多岐にわたる、小さな問題なのかもしれませんが、積み重ねると相当大変な事態が起きている状況だと思われるので、その認識をどんと深めていかなければいけないと思います。

まず、国のほうでは、法律に基づいて仕組みづくりをしっかりとやられている。それに基づ

いて、業者であったり、保護者であったり、関係団体、行政がそれぞれの役割と責任において活動しているわけですが、その明確化をもっと図っていくということが必要かと思えます。ただ、今回出ています低年齢層及び未就学児に対してどのようなアプローチをするかということもありますが、現在の小・中・高に関するPTAの活動に関しても、集まる機会がなくなり、今後の形もどうなるかというのが見えない中、こういったアプローチをしていくのかというところが、言わば今、ないという状況です。我々も活動していたときに、例えば、SNSの研修会をやって、ある面、啓発や広報やできたと思っていたときはあります。ただ、それも一部で、一時の話であったという反省すべき点ではあるのですが、今後においては、一体となってやっていくということが大事だと思いますので、今日発表されたゲームの関係とか、販売しているところとか、うまくそのつながりを生かしていけたらということを確認しております。

また、最後に20ページにもありますように、安心ネットづくり促進協議会とソーシャルメディア利用環境整備機構とが協働でというようなところもあるのですが保護者目線からすると、業界団体ですが、一般法人が行っている、例えば事業にしっかり反応できるかというところが、例えばそれを見に行くかということも含めてなかなか難しいのではないかと。そういう面からすると、行政とも業界団体とも一体となって取り組んでいくべきことであると思しますので、何かそちらさん、お願いしますみたいなことにこれからはならないように、全体的にそういうアプローチができていく仕組みが大事かと思えます。本当にやることが多く、保護者の役割と責任というのはすごく大事かと思えます。

先ほど出ていました、学校の役割も当然ながら必要かと思えます。しっかりこのことを肝に据えて前に進めていくということで、この方向性を決めていければと思いました。以上です。

【中村主査】 尾花さん。

【尾花構成員】 細部にわたるまとめを御発表いただきましてありがとうございました。お話ししたい点は結構いっぱいあるのですが、なるべく短めにしたいと思います。

まず、「はじめに」のところにあった、青少年がインターネット上のサービスを利用することを前提としたサービス・コンテンツ利用に係る取組を講じる必要があるという部分ですが、これに尽きると思っています。事業者側、保護者、学校等の大人の都合や事情はちょっと置いておいて、子供たちが利用するコンテンツに関しては、子供たちの安全利用を目的としたいろいろな施策が今後さらに必要になってくると考えております。それをふまえて、

幾つかお話ししたいところがあります。

まず、資料の右上のページ数で4ページぐらいから、フィルタリングの加入率について書かれています。フィルタリングの加入率が70%台にとどまっていますが、これは、はっきり言って100%にするのは無理だと思っています。逆に、100%になったからいいのかというと、窓口で100%であっても、家帰ってすぐ外したのでは意味がありません。保護者も子供たちも、フィルタリングをかけるのは義務だからではなくて、子供たちの安全利用のために有効だからだという正しい“消費者リテラシー”を身につけることのほうが大切でしょう。それはなぜかという、ネットは判断をしなければ安全利用が難しいものなので、自己判断力が未熟な年齢の子供たちには、保護者に代わってシステムが見守る必要があるのだというのをちゃんと理解していただく必要があるからです。

それを踏まえますと、MVNOさんのこの4ページにある、有効化措置率を公表していないことについては問題だと個人的には思っています。販売するからにはフィルタリングの説明と設定の義務が課せられているのですから、やっていない事業者、あるいは公表したくないと事業者を責める気はありませんが、MVNOさんの中にもきちんと取り組んでいらっしゃるどころ、そして数字は公表してもいいんだけど、ほかと足並み揃えないと支障が生じるかもしれないので控えますみたいなのところもあると思うんです。

私は、きちんと取組をしているところが評価されるような仕組みがないから、こういうことになるのではないかと想像しています。厳しい言い方で大変申し訳ないのですが、やったことが評価されるのであれば、皆さん取り組むでしょうし、数字を公表すると思うのです。数字を公表しないところは、「すべきことをやっていないのか」と受け取られ、ユーザーの獲得につながらないといったように、やっているところがやっているなりにきちんと評価され、プラスに働くような仕組みづくりをしない限り、もともとの業界がまちまちだったりするような背景もあって、MVNO各社が足並み揃えるのはなかなか難しいと思います。ですから、ちゃんとやったところに評価されるような工夫をしていただければいいなと思っています。

そして、6ページ目がMNOさん、8ページ目がMVNOさんに関することになっていますが、両方とも低年齢層のことが取り上げられています。そこで、低年齢層については1つ御提案があります。

購入時、あるいは機種変更の手続の際、書類の中で幾つかチェックをしていただくと思うのですが、そのチェック項目の中に、例えばですけれども、「10歳未満のお子さんに、自

分の機器をそのまま貸して使わせることがありますか？」という設問を1つ追加していただくという方法です。お子さんいらっしゃいますかとか、小さいお孫さんいらっしゃいますかというのは、プライバシーに関する事で聞かれてつらい思いをされる方がいらっしゃる可能性があります、自分の子や孫でなくても貸すことがあるならチェックをしていただくのであれば、ネットでもリアル店舗でも判断がしやすいと考えます。

とは言え、チェックした人全てに説明をするのは、店頭のワークがさらに増えてしまいます。ですから、低年齢の子供に大人の設定のままスマートフォンを渡して自由に使わせることのリスクや、具体的に何が起きるかというようなことを正しく理解していただくための、分かりやすい簡単なリーフレットを用意して、チェックが入っている方にお渡しするだけ。もしも頻繁に貸すことがあるようなら、自分のスマホでフィルタリングが使えるようにしておき、必要に応じてオンにして渡してあげられるよう、設定方法等も記載しておくのです。このような方法であれば、保護者だけではなく、姪・甥に貸してあげるおじちゃん、おばちゃん、スマホを借りたくて遊びに来る孫のいる祖父母等にも周知できると思います。

ただ、少々厄介なのは、ネットスターさん提供のあんしんフィルターには、今現在、一時オフにするという機能がないことです。携帯電話のフィルタリングがスタートした当初は、オフにできてしまうと、子供がオフに勝手にしてしまう可能性があるという懸念があり、オフにできないことが重要だという考えもありました。しかしながら、低年齢の子供が大人から借りて使うことが一般的になってしまった現在においては、パスワード管理の下、オンオフ切り替えができるという機能は必要になってきていると私は考えています。

勝手にオフをされたら困るというのであれば、オフにできないようにするよりも、パスワード管理の徹底を啓発することです。フィルタリングを外すだけでなく、アプリフィルタリングや時間管理等、子供にパスワードが伝われば何でも勝手にオフにできてしまいます。パスワード管理をしっかりやっていただき、フィルタリングはそのパスワード管理の下に一時的にオンにしたりオフにしたりすることができるようにすることが大切です。

そう考えますと、ネットスターさんには、オンオフ機能について技術的な部分も含めて引き続き頑張っていたいただきたいのと同時に、OS事業者提供のフィルタリングも含め、一時的にフィルターをオンにしたりオフにしたりするツールやそのやり方を配布リーフレットの中に記載しておきたいですね。もちろん、そういった措置を強制的にやらせようとするのではなく、あくまでも大人のスマホをそのまま小さな子供に貸し与えたときのリスクを広く知っていただくための取組。それがなければ、販売員の方々がどんなに頑張って一生懸命や

っても課題解決には至らないという気がしております。

このようなチェックボックスがあると、どうしてこんなことを聞く必要があるのかと質問されるといふ心配もあるようですが、これをお渡しするためですとリーフレットを差し上げれば何の問題もなくクリアできるので、そういったものを早急につくりませんか？という御提案でした。

次に、10 ページから 12 ページに書かれているフィルタリングの利用促進についてです。そもそも保護者の方々は、“使いたいサービスを安全に使える方法”を知りたいのであって、“使いたいサービスを我慢させる方法”を知りたいわけではありません。ここがフィルタリングの利用促進と整合性が取れないところだと考えています。LINE を使いたい、いろいろな SNS を使いたい、インスタを使いたい、あるいは動画サービスを使いたい等々、使いたいものを使うために、子供の利用に適さない一部のサービスだけ利用できないようにするのがベスト。ですから保護者は、年齢を設定すれば、安全に利用できる部分だけ使えるような設定が欲しいのであって、一部に利用に適さないものがあるからサービス全体の利用そのものを制限するというやり方では、いつまでたってもフィルタリングやペアレンタルコントロールの需要は上がり、頭打ちだと考えております。

もちろんカスタマイズ機能で対処できることもありますが、限界があります。そのアプリやサービスをオンにするかオフにするかはできますが、アプリの中にあるこの機能だけ使わせないということができないからです。今、子供たちがリアルに使っている現状を鑑みますと、使ってほしくない一部のサービスや機能があるだけで、コミュニケーション機能を使う分には何も問題ないということが多いため、フィルタリングを解除するという行動が生じています。今後はフィルタリングの強化やカスタマイズの簡易化だけにとどまらず、アプリやサービスの内容を年齢に応じてコンパクトにできたり、年齢に適さない機能を使えない設定ができたり等、アプリの中の工夫も事業者団体の皆さんの御協力を得ながらトライしていかなければいけない段階になったという印象です。

先日、スクリーンタイムのAPI が公開されるという報道もありましたし、これからは、アプリの中のカスタマイズができるようにすることに注力をしていかないと、保護者や子供たちのニーズとに全く合わず、結果としてフィルタリングを解除するか、カスタマイズでは対処しきれない危険なものがあるので全部ブロックして親子喧嘩になるしかなく、そこから一步も先に進みません。このフィルタリング問題は、10 年以上も同じことを繰り返しているわけですから、そろそろ次の段階、フィルタリングでは解消できない部分をアプリや

サービスの中のカスタマイズで対応できるような仕組みづくりが必要になってきていると考えております。もちろんAPIを使って、高校生自身がアプリをつくるみたいなことがあってもいいかもしれないですね。

そしてさらに、啓発について。そもそも日本人は正解を求める傾向にあるというのは、皆さんご承知のとおりです。ネットの成り立ちとか、子供にもたらす危険性をしっかりと伝えようというような御意見もありましたが、ネットの成り立ちを学んで理解したとしても、自分はどうすればいいんだ？となります。子供にもたらす危険性が分かったところで、じゃあ具体的に私はどうすればいいんだろう、となるのです。

山口先生のところで調査していただいた結果でも、フィルタリングの重要性が分かれば、カスタマイズがすごく有効であることが分かれば使いたいと思っていると答えた人がとても多かったようです。でも、使いたいと思っていると答えた人が、ちゃんと使えるかどうかというのは別問題なのです。使いますから、私はどうしたらいいのですか、どう使ったら万全ですかという答えを求めてくるはずですが、でも、考えてみてください。単純にウェブサイトにアクセスするだけでも、今、画面でお見せしているようなポップアップが出てきます。皆さんもよく目にすると思いますが、「このサイトが次の許可を求めています」というもので、通知の表示を許可するか、ブロックするかを選択する必要があります。ところが、許可を押したらどうなるのか、ブロックを押したらどうなるのか、誰からも教わったことがないので、このポップアップについての相談はヤフー知恵袋にもいっぱい挙がっています。

こういった日常茶飯事に生じることに関する判断に正解はありません。この場合、許可が正しいわけでも、ブロックが正しいわけでもなく、今どんなサイトを見ているのかにより判断する必要があります。例えば、省庁のサイトなのか、無料で漫画が見られるような海賊版サイトなのか、見ているサイトによっても違いますし、その時の利用状況や状態、そして対象等によって個別に判断して、許可だったり、ブロックだったりをタップするわけです。ですから、「都度自分で判断して許可するか、ブロックするかを決める」というのが答えであって、「このポップが出てきたら〇〇する」という今まで子供たちが求めてきた形の答えではありません。こういった部分の啓発が急務ですが、大変難しいと私は感じています。

個別に判断していかなければいけないものに対して、「正しい判断をする」が答えなのですが、こういった方法を教わる・学ぶ機会が日本の教育現場にはあまりなく、大人でさえ「どっちを選んだらいいですか？」と聞いてきます。特に、高校や大学に入学後等、それまで設定していたフィルタリングを外した直後のお子さんたちは、こういったポップアップが出

てきただけで、どうしたらいいのか分からなくなって不安になるのです。これまでずっと、フィルタリングの使い方を提供してきましたが、自分のスマホを持つ前の低年齢に対する入口戦略とともに、フィルタリングを卒業するタイミングの出口戦略が大きな課題です。情報教育が行われるようになった現在でも、許可とブロックについて等、自由に使えるようになるときに知っておかなければいけないことについては、学校の授業でも教えてもらえません。ですから、こういった日本人が苦手としている判断をするというための基礎知識やリテラシーをしっかりと身に付けてもらえるような啓発教育のつくり替えをしなければいけないのではないかと考えています。

さらに、トラブル事例集のテーマ3の表紙にも書かきましたが、よい出来事は自分にも起こる、悪い出来事は自分には起こらない・大丈夫だと、正常性バイアスが働いて楽観的になりがちなのが人間であるということ、大人にも子供にも知ってほしい。人にはそういう心理が働くけれど、常に自分にも起こる可能性があると考えて判断しながら使わなければならないのがネットであるということ、年齢を問わず解いていくことも重要です。

GIGAスクール構想も始まって、学校でも家庭でも端末が身近にある時代に突入したわけですから、判断の方法、判断する材料を教えてあげておくことを横に置いておいては、これから先、何もまっとうに進みません。このあたりのことを深く掘り下げながら検討していけたらいいなと思っています。

長くなりました。以上でございます。ありがとうございました。

【中村主査】 曾我部さん、お願いします。

【曾我部主査代理】 曾我部です。私は、短く1点だけお話しさせていただきたいと思えます。まず、取りまとめどうもありがとうございます。

1点だけなんですけれども、これは上沼委員、それから今の尾花委員のお話とも関わるんですけれども、低年齢、つまり幼児とか小学生におけるペアレンタルコントロールとフィルタリングとの関係についてということで、これは大前提の確認ということになるのかもしれませんが、1つ申し上げたいと思います。12ページとか14ページ辺りで、スマホのフィルタリングのオンオフを容易にするなどのユーザビリティに関して指摘がございます。これは前提として、親が使っているスマホを一時的に子供に使わせるということを前提にしているんだと思いますけれども、こういうケースについて私が思いますに、基本的にはまずは親の目の届くところで使わせると。つまり、親が、アナログですけれども、直接何を見ているかというのをちゃんと把握しておくというのがまず基本なんじゃないかと思

ます。ただ、それが事情によってできないときに初めてテクノロジーの機能を使って、何らかの制限をすると、そういう順序なのかなと思っていて、これは私個人的な経験からもそういうことなんだろうと思っておりますが、ちょっとその辺のプライオリティーというか、考え方の構造といいますか、順序関係というのが、これは性質上かもしれませんけれども、取りまとめに表れておりませんので、もしそういう考え方でいいということであれば、まずは目の届くところで使わせましょうという。ちゃんと何を見ているのか確認しましょうというのが、啓発においても基本になるんじゃないかと思ったりもしますので、その辺ちょっと御確認をいただければと思います。以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。

益川さん、お願いします。

【益川構成員】 益川です。よろしくお願いします。まずはこのまとめ、ありがとうございます。これから先、さらにきちんと進んでいくことを望んでおります。

ちょっと全体を見たんですけれども、いろいろ要素ごとにまとまっているんですけれども、串刺ししてみると、未就学児と保護者という組み合わせでセットであるとか、低年齢の子供と保護者であるとか、あとはもうちょっと高い学年の生徒たち、中学校と保護者みたいな、そういうセットで幾つかポイントがあると思うんです。そうすると、表みたいな形でマトリックスでまとめることができると思うので、そういうふうに一覧で、その上でしらみつぶしにつぶしていくみたいなことができると、やっぱりいろんな施策を組み合わせで初めて発揮することなのかなと思うので、そういうカバーをちゃんとチェックしていくようなことが大事なんじゃないかなと思いました。

あと、小・中学校には1人1台整備されて、積極的に使っている地域もあるみたいで、そういう学校さんも訪問させていただいているんですけれども、この先ですよ。未就学児の課題、今回出されていたと思うんですけれども、やっぱり将来、中長期的に見ますと、そういう子供たちが小学校、中学校で上がっていく。それを考えると、やっぱりそのときからの保護者の親の端末を使うとか、そういう中でのきちとした啓発であるとか、そういうところって大事になってくるのかなと思います。

あと、未就学児で親の端末を使うとなったときに、ちょっと最近気になっているのが、いわゆる無料アプリですね、タブレットとかスマホでの。無料アプリというのは、必ず儲けるために広告が出てきたりするんですけれども、そういう広告が、例えば知育アプリであるとか、単純なパズルゲームとかでもしょっちゅう出てきて、子供たちが思わずクリックしたり

していると思うんですけれども、そこにそういう未就学児にふさわしい広告ではないものが出ることも多々あると思うんです。そういうものについて、何らかのフィルタリングとか、何らかの制約とかかけることができないのかなみたいなことを、こういう全体像を見通している中で、最近ちょっと気になっているところです。以上です。

【中村主査】 森さん、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。対策の方向性については全て賛成です。

18 ページの全般のところについて、ちょっと加筆をお願いしたいと思ってまして、加筆は1つなんですけれども、申し上げることは3点ありまして、1つは、先ほど上沼先生のお話でありましたGIGAスクールですね。これはぜひとも入れていただきたいと思います。上沼先生は、「できれば」みたいな奥ゆかしい感じだったんですけれども、今日に限って奥ゆかしい感じだったんですけれども、私としてはどうしても入れていただきたいと思っています。

それはどうしてかと言いますと、これはやっぱり安心・安全じゃないからです。名古屋市でログの収集が条例違反であったというような、そういう報道がありましたけれども、自治体が収集するという事以上に、ブラウザ型のタブレットのデータであったりとか、クラウドベンダーであったりとか、情報をどう扱っているのか。そもそも保存するのかしないのか、活動としてどう扱っているのか。なので、そういったGIGAスクールで生徒が入力する、先生が入力する情報が、第三者によって取得、利用されていないかということは検証が必要だと思います。そして、そのことについて安心ネットづくり促進協議会は、ワーキンググループをつくって一定の検討をするということを表明していますけれども、やはりそれだけではなくて、大きな環境の変化として、ぜひとも対策の方向性の全般のところに入れていただきたいなと思います。それが1点目です。

2点目は、既にご書いていただいているんですけれども、海賊版対策のところ、改正著作権法の内容を踏まえた啓発の強化ということなんですけれども、ちょっと補足の情報として申し上げますが、P2Pファイル交換の放流行為が非常にたくさんあると。しかも少年誌の漫画なので、恐らく放流しているのは青少年、児童であろうと思われまして、あとP2Pなので、やっている本人はダウンロードしているだけのつもりかもしれないんですけれども、そうじゃなくて同時に放流も仕組み上することになっている場合があるというようなことです。すごい数が増えていて、プロバイダーの中には月に何十件、場合によっては100件以上の開示請求を受けるというようなことになっているところもありますので、これは

喫緊の課題として扱っていただきたいと思います。

3点目は、私がちょっと知らないだけかもしれないんですけども、尾上さんから連携の重要性みたいなお話がありましたけれども、もちろん連携は重要だと思っていて、最近学校の教科の情報1が高校で必修になったみたいな報道を見たんですけども、情報なんて20年前から必修になっているのかと思っていましたけれども、そうじゃなかったのかと思いましたが、その情報の科目の情報1とか見ますと、法制度とか情報セキュリティーとか、情報リテラシーとか、そういうのがあるんですけども、例えば中学生がそういうことを勉強するに当たっては、まさにここで問題になっているような、どうやって安全にわたっていくのかということは、同じ問題。現場といいますか、同じ問題をリアルに経験しているんだと思います。

資料の中では13ページのフィルタリングの普及との関係でお話ししたことなんですけれども、トラブル回避、解決のためにインターネットの成り立ちと特徴を学ぶことによって、2行目の終わりからですが、「他のより重要なトラブル回避やそれにとどまらないことを学ぶことができるだろう」と申し上げました。それにとどまらないことというのが、学校で教えているようなこととつながってくるんじゃないかと思いますので、もしかしたらそういう教科の教育との連携というのは行われているのかもしれませんが、そういうことを正面から学校で教えることとして、学校と連携してやっていただいてもいいのかなと思います。以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。

山口さん、お願いします。

【山口構成員】 山口です。対策の方向性について御説明いただきましてありがとうございました。書いていただいた内容、全て私も同意するところです。

その上で、私から5点ほどお話しさせていただければと思います。まず1点目、これは尾花先生とかなり被る部分があるんですけども、6ページ目です。ここに書かれている対策の方向性、いずれも賛成するところなんですけれども、さらに一步踏み込んで、啓発ということができないかなと考えておまして、例えばフィルタリングサービスとルールづくりについて簡単なチェックリストを配布したりとか、あるいは紹介したりとか、あるいは子供の危険性の啓発とかというところですね。私が先日発表させていただいた調査結果でも、保護者が何をやっていいのかよく分からないとか、子供の危険性を啓発することがすごく効果があるみたいなことが分かっておりますので、そういったところを何らかの方法で啓発

できないかというふうに感じました。

例えばですけれども、ショップとかで最初に我々も記入させられるシートみたいなものがあるじゃないですか。あそこで子供とか、それこそ先ほどおっしゃっていた孫みたいなどころの有無をチェックできるようにしておいて、それがチェックされたら資料を渡しておくとか、あるいは簡単に紹介するという内容でいけるんじゃないかなと感じております。というのも、リテラシー教育とか啓発とかというときに、一番問題になるのが、点にしかならないことなんです。例えば、企業の方が学校に赴いて講演すると。でも、そこで終わりなんですよね。広がりがないんですけれども、今回のケースでいうと、スマホの契約とか買い換えとかって必ず起こりますので、そういうときに説明できるんじゃないかと。そのときにチェックしていただいた方に、そういうものを渡しておけば、仮にそのときは、いや、別にうち、子供にまだ使わせる予定ないしと思っていた人でも、あるとき子供が使いたいといって共用で使うようになったときに、そういえばあんな冊子あったなと思って振り返ることができるんじゃないかなと感じました。

2点目が、12 ページ目です。12 ページ目の同じく対策のところ、フィルタリングを案内する際に、①ですね。青少年の利用実態を踏まえたフィルタリングのユーザビリティの改善策について、フィルタリングサービス提供者やサービス・コンテンツ提供者が協力して取り組むことができる体制を整備するというお話。私もこれはかなり、あと次ですね。事業者の連携とかなんですけれども、連携というところがとても大切だと私も感じておまして、例えば私の専門であるソーシャルメディア上の諸課題、フェイクニュースとかという話は、Disinformation 対策フォーラムというところで、プラットフォーム事業者からメディアの方から様々な方が参画して議論したりするんですけれども、そういう各ステークホルダーが協力できるような場、連携できるような場というのをもっともつつくって、それをうまく実践につなげていくということが大切かなと感じております。これは1つの事業者だけで何かするという事ではないというふうに私も理解しております。

次に、17 ページ目です。これは補足に近くなるんですが、17 ページ目のコメントの部分で、ネットの仕組みを含めた教育をお願いしたいというふうに書かれておまして、私もエコーチェンバーとかフィルターバブルとかという話はもっと広まったほうがいいんじゃないのと思っている次第です。

私が以前、フェイクニュースの文脈で調査したところ、フェイクニュースという言葉を知っている方は 75%ぐらいいるんですけれども、ファクトチェックになると急激に少なくな

って 20%ぐらいになったり、エコーチェンバーとかフィルターバブルという用語はもっと少ないんですね。若い人のほうは知っているんですけども、それでもたしか25%ぐらいだった記憶があって、中高年以上はもっと少ないということで、人類総メディア時代でいろんな情報がある、この情報社会において、接する情報の偏りとか、そういったところは一人一人が認識するしかないの、そういったところも含めて啓発ということができるといいかなと感じています。

次に、4点目です。18 ページ目で、青少年参加型のICTリテラシー施策というのが⑧に書かれていて、動画という言葉があるわけですけども、ここで私、結構ユーチューバーを使った啓発はいかがなのかなというふうに考えておまして、私が別の省庁で参画させていただいております厚労省の年金広報検討会というものがあるんですけども、公表されている情報をお話ししますと、昨年度の事業で、クイズノックさんというユーチューバーに、年金についての動画を依頼したんです。その結果、現在60万再生ぐらいたしかされていて、100万再生ぐらいを見込んでいるんですけども、何か費用対効果がいいらしいと。やっぱり子供たちが楽しんで学ぶということには、ユーチューバー、クリエイターさんというのはかなり効果があるということですので、そういったものをつくった上で、さらにつくった動画を啓発授業に使う、まずつかみでそれで参加を促して、そこから授業をするというようなこともできると思いますので、ぜひこういったことも検討してはいかがかなと考えております。

最後、20 ページ目の⑤の情報提供というところなんですけれども、これは先ほどのCESAさんの御発表へのコメントにもあったと思うんですが、どれぐらい読まれているかというのが非常に私、気になっているところですし、いろんな事業者さんがいろんな取組をされていて、しっかりとしたい資料をつくられているのは私もよく理解しているところなんですけれども、一体あれはどれぐらいの人が読んでいるのかなというのがちょっと気になる場所ですし、やっぱりつくるということだけじゃなくて、届けるというところに物すごく力を入れることが大切なんじゃないかなと考えている次第です。

私からは以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。

最後、米田さん、お願いします。

【米田構成員】 よろしくお願ひいたします。私からは、皆さんと被らないようにというところもあって、3つポイントをお伝えさせていただきます。

まず、1つめはフィルタリングです。これまで取り組んでこられたように、継続が大事ですが、もう一度原点に戻って、幼・小・中・高別でそれぞれフィルタリングについて何が一番大事なポイントなのかを確認することが必要です。一番大事というポイントは、その年々によって傾向があると思いますが、例えば時間管理や使用状況などです。このあたりのキーワードをアンケートなどのデータから数値化するなどして、それぞれの校種や保護者のレベルで求められているところを重点的に目立たせ、そしてフィルタリングは、まさに効果があるということをしっかり理解してもらうことが必要です。あわせて簡単に設定できるや有料の部分の説明も大事なポイントです。

2つ目は、ICT リテラシーです。なぜ ICT リテラシーが必要かということをはっきり分かってもらうかということがポイントです。このリテラシーの分野もデータ化してきちんと生徒・児童・子ども（保護者など）をある程度評価できるということが大切になるのだと思います。先ほど出てきましたGIGAスクールでも、家の中でのICTの活用方法やリテラシーなどがマストになってきました。またこちらも先ほど話題に出ましたが、私も高校の教科・情報の指導要領に関わらせていただいて、いよいよ教科「情報」も大学入学共通テストに入ってくるかもしれない。どうしてもプログラミングが目立っていますが、プログラミングと並んでリテラシー的な部分ということも必要で大事であるということ、逆にこのタイミングで伝えたいと思います。例えば中学校では去年と今年で学習指導要領が新しく変わって、教科書が今年から新しく変わっています。高校の教科書も今、新しいものが届いています。どの教科も、情報に関する話題（情報化社会など）を取り上げています。

高校の国語や社会の教科書でも出てきています。情報に関するキーワードとか、教科・情報だけではなく、

教科横断型の例が出てきているのだと感じています。でも大事なポイントは、いかに ICT リテラシーが大切であることを自分で気づけるかということだと思います。

最後の3つ目のポイントは、最近すごく学校現場やPTAの会などで耳にすることが多くなってきた、体験・体感の重要性です。講演がオンラインタイプにもなったおかげで参加もしやすくなったので、このタイミングを活用して例えば啓発活動を体験・体感してもらいたいと思います。もちろん何を体験・体感してもらうかは、前にも述べましたが何を一番このタイミングで伝えたいかということです。

そのためにもILASのようなデータをやはり活用することが大切です。自分事にするために、データをどのように活用していくべきか、また自己のリフレクションとしても活用

していく、自分の達成度を見つめたりもすることが大事である。小学校で始まったキャリアパスポートなどでも I L A S のような項目（リテラシー）を入れて、きちんと積み上がっていているかどうかの可視化ができればいいのではと思います。

それから最後にもう一つ追加させていただきますが、連携というキーワードをさらに深めていく必要があると思います。本校の例ですが、消費者庁さんと財務省さんのコラボした金融教育と消費者教育で、課金の問題とか、消費者リスク、クレジットカード問題、18 歳成人化や著作権を考える授業で法務省との連携、SDG s を考える授業で外務省との連携、経済産業省さんとは未来の教室での連携、警察の方は、薬物や交通安全の話に加えて、情報の安全性などの話題も入れていただいたりなどいろいろな教科横断型にも対応できるようにすることがさらに必要になると考えます。まさに G I G A スクールなどでもいろいろなステークホルダーとの連携ということがかなりポイントになってくるのではと思っています。連携のところで特に発信やゲームというキーワードも考えてほしいと思います。G I G A スクールなどでも、発信のトラブルやゲーム依存のお話もよくお聞きします。

以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。すばらしいです、時間ちょうどです。予想どおりワンラウンドで時間を消費いたしましたので、ここで締めたいと思いますが、皆さんから大変熱いコメント、意見をいただきました。低年齢層や未就学児の対策、あるいは記入シートを通じた啓発、意識が高くない人にも知ってもらうための方策ですとか、ユーチューバーの活用、それからアプリのカスタマイズ策。フィルタリングに取り組む事業者をプラスに評価するという策。さらには官民の連携体制の整備ということが強調されました。

環境変化で言うと、G I G A スクール、海賊版対策、それから発信トラブルの対策といったものが挙げられたところです。

さらには全体にわたる指摘として、政策マトリックスの整理ですとか、データベースの対策といったところも指摘をいただいたところでございます。どうもありがとうございます。

それらを踏まえまして、方向性としては、おおむね皆さんの了解が得られているんじゃないかなと思いました。もちろん皆さんからは、事務局に追加してコメントしたいこともあると思いますので、この後、事務局にもしそういったものがありましたらコメントをいただきまして、その上で事務局のほうで取りまとめに向かってもらおうと思っております。よろ

しくお願いいたします。

何か最後に、これだけは言っておきたいということはありませんか。尾花さん、何かありますか。

【尾花構成員】 ありがとうございます。6月27日（日）の夕方に、Eテレで「バリエーションの真実」という番組が放送されました。テーマがちょうど『ネットのトラブル対策』で、ネットを長く見過ぎて困っている等の内容だったのですが、ネット業界にいる大人たちが提供しているマニュアルに対し、現役の高校生たちが駄目出しをしてテコ入れし、これなら自分たちにも分かるというものにつくり替えるという内容もやっていました。

放送後、1週間だけはNHKプラスで無料で配信しているので、今度の日曜日までは見られると思います。マニュアルづくりで、易しい高校生に響く表現方法等を気にされている方がいたら、Eテレの「バリエーションの真実」の27日放送回をぜひご覧ください。NHKオンデマンドでも会員登録していらっしゃる方は見られます。ああ、高校生ってこういう表現にしないと分かりづらくて読まないんだ…というのがとてもよく分かる内容でしたので。

以上です。最後にお時間いただき、ありがとうございました。

（4） 閉会

【中村主査】 ありがとうございました。

では、最後に、次回のタスクフォースのスケジュールについて、事務局から連絡をお願いします。

【萩原消費者行政第一課課長補佐】 次回、第15回会合は、7月19日月曜日、15時から17時に開催する予定です。場所等につきましては、調整の上で、別途事務局から御連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

【中村主査】 では、以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。

以上